

〔事案 29-308〕 契約解除取消請求

・平成 30 年 11 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の告知妨害等を理由に、告知義務違反による解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 6 月に、当時 1 歳の子を被保険者とし、代理店を通じて契約した医療保険について、約 1 年後に子が入院・手術を受けたので、給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消してほしい。

- (1) 募集人の配偶者とは友人であったので、子がよく入院していたことも告知前に話しており、募集人も、募集人の配偶者を通じてこのことを知っていた。
- (2) 告知の際、募集人に対し、前月に子が気管支炎の疑いで入院したことを伝えたところ、「言わなければ分からないから」または「保険会社に言っておくから」と言われ、告知書に「いいえ」と回答するよう指示されて、従った。
- (3) 契約直後に子が入院したので診断書の画像を募集人に見せたところ、募集人から、給付金をもらうには病院を変えて記録をなかったことにしたら良い、診断書の起因日を主治医に変えてもらうように指示をされたので、従った。また、契約半年後に、保険会社の調査が入るが、告知日前に子が入院した事実は何を聞かれても覚えていないととぼけるように指示されて、従った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約後に申立人から給付金請求の相談を受けた際、申立人が募集人の配偶者に送った診断書に告知日前の既往症が記載されているのを見て、不告知を知った。
- (2) 告知時、募集人は告知書の注意事項を読み上げて、申立人に告知書に記入してもらったが、申立人から被保険者の健康状態が告知事項にあたるかの質問等はなく、募集人は具体的な指示も出していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および募集人の配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められる一方、募集人が申立人の主張するような対応を行ったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人と募集人との通話記録の反訳によると、募集人は申込前に、申立人の子が入院していた事実について、申立人から告げられ知っていたことが認められる。
- (2) さらに、募集人は、申立人の不告知に気付いてから、申立人に対し、給付金を請求すると

契約が解除されるので、告知前からの疾病の給付金請求は難しい旨を告げ、その後申立人から、別疾病による給付金請求の可否の問い合わせがあった際は、契約前からあった疾病との因果関係がないので支払われるのではないかと、この旨の回答をしていることが認められる。これらの回答は、告知義務違反の発覚を免れるには、不告知事実に関する給付金請求を取り下げたうえで、不告知事実との因果関係がない別の疾病の給付金請求を行えば良い、といった指示と受け止められる可能性が高いが、むしろ募集人が不告知であった疾病を申込前から知っていたため、告知義務違反を露呈させないように申立人に給付金請求を思いとどまらせる目的で説得したとさえ疑われ、このような説明を申立人にしたことは極めて不適切である。